

会 議 録

会議の名称	令和3年度(2021年度)第1回豊中市同和問題解決推進協議会		
開催日時	令和3年(2021年)7月16日(金) 午後7時～午後9時		
開催場所	人権平和センター豊中2階大集会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	人権政策課 教育委員会事務局 学校教育課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	ト田会長、若槻委員、長倉委員、宮前委員、酒井委員、重本委員、西田委員、中田委員、松村委員	
	事務局	【人権政策課】 山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、佐津川主幹兼人権平和センター館長、澤坂主幹、阪口係長、吉川主査、塩谷 【教育委員会事務局学校教育課】 花山主幹	
	その他		
議題	1. 同和行政基本方針について 2. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

開会

案件1. 同和行政基本方針について

- ・事務局から案件1について説明した。
- 会長 同和行政基本方針の改定については、今期で形にしたい。行政上の方針なので、法律や条例が根拠にはなる。その中で、特に基本的認識や基本目標を考えるにあたっては、当事者の声をどう反映させていくのかが重要なポイントになるだろう。
- 委員 「II.基本目標 ②同和問題の解決とは」に、「全ての市民が差別意識から解放されていくことをめざす」とあるが、部落問題の解決とはこういうことなのか、しっかりこない言葉だと思う。
- 委員 全体を通して、心理的差別に関わるのが中心で、生活が苦しいとか、就職しにくいとか実態的差別に関することが前面に出ていないことが気になる。また、若者が教育を受ける機会がなかったということを示しているのだと思うが、若者という言葉がありすぎて、差別しているのは若者なのだから若者の問題だという感じになってしまっているのでは、どうにかならないか。
- 会長 確かに単純な世代論にしてしまうのは危険がある。同時に、知らないがゆえにいろいろな課題が起こっていることも事実なので、実際に学んでいないという経験をどのように表現していくかということは大きい。部落問題を全く知らない学生がどんどん増えていることは実感としてあるが、先ほどおっしゃったように捉えられてしまう課題もある。
- 委員 この会で報告のある市の差別事象を聞いていても、若者の差別事象というのは聞いたことがない。落書きなど年齢が分からないものもあるが、「ここは部落か」との問合せなどはむしろ年配の人からであり、そういった事実をふまえて記述すべきだと思う。
- 会長 実態的に差別意識がどのようにあるのかということと、知らないがゆえに起こってくる弊害が何であるかが明記されていく必要がある。特に、この方針が行政を動かしていくことを考えたときに、実際に担当する職員にも部落問題を知らないで就職する人が増えていると思うので、問題意識を絞り込んで積極的に示していかないと、方針はできてもその内容がきちんと理解できなければ、実際の行政の動きに反映されていないということになり、非常に困る。

○委員 部落問題を学んで来てないというのは、恐らく学校現場においても同じである。学校現場でどれだけの先生が、部落問題に精通していなくても理解しようとしているのか、子どもたちに授業として提供できているかということが不安である。学校現場はどんどん教育課程が変わっている。特に道徳科が入ってきて、学校でどれだけ道徳と部落問題、人権教育のすみ分けをしているのかよく分からない。同和問題や人権問題を学校教育のどの領域の中、教科の中で位置づけてやるべしと明示し、道徳をしているからやっているんだということにならないような押さえが大事だと思う。

こども園や小中学校、高等学校、大学、市民・事業者それぞれの実践が交流されることは大事だが、何を交流するのか実践の中身が大事である。学校現場であってもその中身は難しいと思うので、そこが明確になるよう、カリキュラムの組み方などについても示すことができるとよい。

○委員 おっしゃるとおりで、実践のないところに交流はない。学校で部落問題を教えないのが実態である。大学で部落問題を教えない状況で、その卒業生が現場でどう子どもたちに部落問題を教えられるのか。何も教えられずに現場に来て、『にんげん』や熱心に取り組む先輩もいなければ、手っ取り早い、「仲良くしましょう」とかチームワークを持ち出してくることになる。教えられていないと、何かあっても部落差別だと見抜くこともできない。親も教えず、地域も教えないという中では、ひどい差別を受けていることに気づいていない当事者に対して、周りがせせら笑うということが起こる。これは絶対に許してはいけない。学校で部落問題を系統的に学ぶ、小学校では6年生で部落の歴史やフィールドワークにより部落の人の生の声を聞くことを最終目標とし、中学校がそれを受けて取り組んでこそ実践もできてくるし、交流もできると思う。大学でも部落問題学習をぜひ教えてほしい。

○委員 毎年豊中市の新任教員研修で部落問題の話をしている。研修の際、部落問題を知っているか、学んだことがあるか尋ねているが、年々減ってきているのは確かである。知っていても授業として1時間話を聞いただけという人もいる。そういった人たちが教員になっていることが実態であり、誰からどう学ぶかで部落問題の知り方が変わってくるので、何も知らない人にどう教えるかということが重要である。いろいろな人権課題の一つとして差別はだめだという程度なのか、部落問題を学ぶことが大事だと思って教えるのかで大きく変わってくる。

部落の子どもたちのほとんどが部落のこと、自分のことを知らない状況なので、その子どもたちが力をつけるということも大切だが、「“差別をすることはおかしいことだ”と皆が学べる部落問題学習を進めてほしい」と学校に対して伝えている。

若い人たちだけでなく、地域に根強く残る部落差別、部落問題は高齢の人からの差別や偏見が多い。新しく引っ越してきた人に対して、「この地域はこういうところだ」ということをわざわざ教え、「だから気をつけないといけない」という変な教え方をする高齢

の人たちがいる。若者だけではなく、すべての年代の人たちに大事に学んでもらえる啓発をしていかないといけない。

○委員 取り組めていない学校や取組みがなかなか進まない学校において、効果的に取り組める体制づくりを提供できるようなことを文言として追加できるとよい。

○委員 学校現場の話がたくさん出たが、それ以外の家庭や地域、企業に対しての教育・啓発も大切だと思う。企業はハラスメントに対する意識は高いが同和問題についての意識はどうか。学校教育は基本として、もちろん大切だが、企業や職域に対するアプローチの視点も入れていけるとよいのではないか。また、どういった差別がいけないのか、例えば結婚差別や入居時のトラブルなど現実社会の中で具体的に起きていることを明確にし、なぜやってはいけないのか教育・啓発していけるとよい。中学生や高校生も分かるように示すことができるとよい。

○会長 いろいろご意見をいただいた。1つは、企業や家庭、地域に対していかに効果的に教育・啓発していくかが大事になるということ。その前提として、どういう差別の実態があるのか見えるようにしていく必要があるのではないかとのご意見。その意見を聞き、「Ⅰ.基本的認識」に法律や実態調査、市民意識調査だけでなく、この中に当事者の直接的な声や体験、差別の実態を加えないとうまく反映できないのではないかと考えた。それが加わることで、この問題に取り組む根拠となり、取り組んでいく必要があることが明確になる。「Ⅰ.基本的認識」のところで、実態的な声を反映させる工夫をしていく必要がある。また、年数順の記述ではなく、このような実態があって、このような法律があって、前々期にこの協議会が示した答申があるという順で記述する方が答申を活かしていくことができるのではないかと。

また、学校教育の中でどう取り組んでいくのかについて、いろいろなご意見があった。取組みをどう推進していくのかということと、教育課程全体、学校教育の生活全体の中でどのように部落問題学習を位置づけていくのか、人権教育そのものをどう位置づけて、その中で部落問題学習がどう位置づくのか、各学校が構造的にきちんと構築できることを後押しする文言が必要ではないかと皆さんの意見をお聞きして思った。大学での部落問題への取組みは学校によって差がある。大学で学んでこなかった教員や保育士、職員に対してどういう教育・啓発をしていくのかを明確にしていく必要がある。その視点をはっきり持つことで、同和問題の解決とは何かということや、教育・保育を含めた市の行政担当者が実態的な差別を捉えて、施策の中で動いていける視点を身につけていくことにつながっていく。

実態的な差別の内容について、資料提供いただいた暮らしのアンケート調査の内容からどう実態を学んで課題を設定していくのかも議論しておかないといけない。調査報告書の補足説明があればお願いしたい。

○委員 以前、地域の歴史を知らない人たちが企画した内容が、地域で若い頃につらい経験をした人の傷にふれ、その企画を何とかやめてほしいと訴えた人がいた。何とか事情を理解いただきたいと地域の事情に詳しい人が企画者にお話しされたが、その時に、行政担当者の力を感じた。そういったことが、「IV.施策の基本的方向 2) 人権尊重のまちづくりの推進」にある人権平和センターの役割の1つではないかと思う。子どもたちや生活のこと、いろいろな難しい問題や差別、利害が絡んできたときに地元の者だけでは解決できないことはたくさんある。センターや公民館、小中学校が情報交換をしながら、何かあるときは事前に情報をつかんで調整し、最後の責任は行政が取るという姿勢がほしい。市域の交流事業の充実を図ることは大切だが、それ以上に、いろいろな課題が出てきたときに行政がバックアップしていく、啓発の主体になってほしいということがある。

暮らしのアンケート調査結果にあるように、若い人がどんどん流入してきており、若い人なりの悩みがある。転入者が多いので、コミュニティをつくろうとしてもなかなかつukれないし、つくってもなかなかつながっていかない。つながりとして人権というかセンターの持っている機能が何かほしいが見えてこない。地域コミュニティができないと、こども園、小中学校、センターの教育コミュニティもどれほど情報交換できているのか見えてこない。改めて、市の姿勢や立場を明確に補強して書いてほしいと思う。

○会長 地域コミュニティが何となくつながるというのではなく、人権という課題をしっかり見据えてつながる。そこに行政がどうつながっていくのかというイメージができるようなものにしていく必要があると思う。そこが書き込まれ、体制が整っていることが、実態としての生活のいろいろな課題に関わっていくことにもつながっていくのではないか。そのための職員研修、教育・啓発の充実もあるかと思う。交流事業の充実という言葉があっても、そのより深いところをきちんと捉えられるかどうかというところ。

○委員 心理的な差別に対して、いわゆる同対審答申などに書かれている、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で表れる実態的差別がある。そうした実際に生きていくのに困難を抱えている状況、差別は残っているということをふまえて方針をつくるのかを考える必要があるという意味で、「心理的差別だけじゃなくて」と発言した。

若い人への教育が問題だと考えておられる委員が多いようなので、教育委員会の人の話を聞かせてもらいたい。どのように教育委員会に持ち帰って話をされていくのかも伺いたい。

○委員 部落の人が自分の生きざま、振り返った生い立ちをお話しされることに対して、堂々と勇気を持って話してくれるものだと思って初めは接していた。しかし、つき合い

が深くなると、実は「自分の受けてきたつらい思いを本当は話したくないんだ」という思いが分かり、それで「自分ももっと勉強しないといけない」と気を奮い立たされた。学校での部落問題学習を進めるということは入れていく方がいい。また、人権文化についての詳しい説明は最初に持ってくる方がいいのではないかと。

- 委員 暮らしのアンケート調査を読むと、北摂ブロックのデータに比べてしんどい数値がいろいろなところに出ていると思った。特につながりの部分に関して、孤独死やさみしさ、地域コミュニティなどが厳しい状況にあることを改めて感じた。「II.基本目標 ②同和問題の解決とは」の2つめに、地域住民の交流を深めるとあるが、具体的にどういつながりをつくっていくのか、どういうシステムなのか、④SDGsの“誰一人取り残さない”と整合性をとらないと、“取り残している”まちづくりになっていってしまわないか危惧する。

本市人権についての市民意識調査結果では、部落問題を学んでいない若者が増えているという問題もあるが、差別発言を聞いたときに、「そういう見方もあるのかと思った」、「そのとおりと思った」と肯定する人が合わせて7割近くもおり、由々しき問題だと思っている。教員として、学校教育で取り組んでいくのは当然の責任だが、こういったところの視点を持って、部落差別は加害者の問題であり、「差別する側が悪い」、「差別される側に原因はない」ことを共有したうえで教育カリキュラムをつくっていかないといけないと思っている。

- 委員 暮らしのアンケート調査で一番気になっているところは、先ほどもご意見がありましたが、さみしさや孤独死に対する危機感が増えていること。少し前に、改良住宅で孤独死があった。古くから地域に住んでいた人で、以前はコミュニティが活発で、隣近所を気にし合って過ごしてきたが、ここ数年は希薄になっている部分があり、地域の課題だと思っている。さみしさや孤独死に関して、解放会館のときは地域の人が集って過ごしていたが、人権まちづくりセンターになり、何となく行きにくい、他の人もたくさん来てサークル活動などが活発にされるようになると、自分たちの居場所がなくなったと感じて、地域の高齢の人たちがセンターに来れない状況になっている。ふらっと行って少し話してということがなかなかしづらく、地域の課題である。孤独死を二度とこの地域から出さないためにも、取り組んでいかないといけない課題だと思っている。

- 委員 解放運動の第1世代は勢いをもって取り組んできたが、2代目、3代目になると弱くなってきて崩れかかっている懸念がある。

実態的差別と心理的差別を分けてはいけない。心に差別意識があると、同じ家を見ても、これは貧しい家だな、人の住むところではないなというふうになってしまう。心理的な差別があるから、実態を見る場合もそういうふうに見てしまう。そのような実態は実際にあったことで、今はだんだんよくなっているが、心理的差別と実態的差別が関わ

る中で本当によくなっているのかとも思う。実際問題として本当に住みやすい家になっているのかどうかなど、まだまだ考える余地はあると私は思っている。心理的な面が変わらないことには、社会なり人間なり本質的なことが見えてこないと思う。学校で、「一般的な差別はいけません」、「差別を解消しましょう」では、部落問題は解決しない。やはり学校教育の中で部落問題学習を系統立てて取り組めるようなシステムを市として構築できるかどうか、行き詰ったところからは発展性はない。市の方針としてはまだまだ表現が弱いように思う。部落問題を学んだ経験のない教員が現場に来て、学び合いもない中では、子どもたちにどう教えていいのかとなってしまうので、教育委員会は支援を惜しまないとか、きちんと位置づけて動きやすいようにしないといけない。

豊中水平社発祥の地である公園に案内板を立てることを私は以前から提案しているが、周りの人に話を聞いてほしいと働きかけをすることで、1人でも協力してくれる人が出てきたらよいのではないか。そういうことで輪が広がっていく。身近なところに材料はいっぱい転がっており、そういう視点で行政の人には部落問題を見てほしい。

○委員 フィールドワークについては地域の中でいろいろな反応がある。「なぜわざわざ教えるのか」という人もいる。知ってもらってきちんと啓発していくためであることを説明するが、自分たちが受けてきた差別がまだまだ心の中にあり、「自分たちのことが知らない人にまで知られてしまったら」という心配もあったりする。フィールドワークは地域の人と話をしながら、地域の人々の不安を和らげながら行っている。フィールドワークの各地点に案内板ができたらすばらしいが、それができるのは、誰もが案内板を見ても、昔はこういうところだったのかと、差別がない世の中になったときだと思う。今の地域の人にはなかなかそういう心境になれないというのが実態。

○委員 地域への流入は進んでいて、先ほど引っ越してきた人にわざわざ差別的な話をするという話があったが、そのように地域の近くに住んでいながら差別意識を持っている人や、人権平和センターや老人憩の家を差別意識を持ちながら利用している人も残念ながらまだいる。そういった見えにくい、把握しにくい差別意識の部分についても深掘りしていきながら方針に加えていけるとよいと思う。

○委員 「IV.施策の基本的方向 ⑤豊中市人権教育推進プラン改訂」のところに、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法について書かれている。同和問題や部落差別だけのアプローチは難しい。マイノリティが抱える現実的な悩みが表面化して社会に認知されるということがあり、こういった人権三法を活用しながら包括的に進めていけるとよいのではないか。

また、若者や仕事で忙しい人に対しては、インターネットを活用した啓発活動が一つの柱になるとよい。

○委員 「Ⅱ.基本目標 ②同和問題の解決とは」は、今のところ意識レベルの話しか書いていないように読める。現在の方針では、地区内外の交流を進めるとなっているが、地域住民の交流を深めるというのはとても曖昧な書き方である。まず部落の中の問題を把握することと、市民意識調査なども含めた教育・啓発に関わる部分の二本柱で進めていかないと混乱するのではないかと思いながら皆さんの話を聞いていた。

暮らしのアンケート調査は大切な資料だが、恐らく運動に近い人の様子だと思う。以前私がひとり親家庭の聞き取りをした時には、運動から遠い人が一番深刻な問題を抱えている実態があったので、この調査だけでは把握できない問題があるのではないか。

「Ⅳ.施策の基本的方向」について、部落問題学習に取り組んでいこうと思ったら、この協議会が出した答申には学校の先生が迷ったときにヒントとなる細かいことが載っており、今後この方針に則って取り組んでいくということで、ここでも答申について記述する方がよい。

○会長 先ほど、実態的な生活のいろいろな厳しさに対して、この方針がそれをどう位置づけていくのか考えないといけないという意見があり、とても重要な課題で外せないと思っている。その部分にこの方針がどのような役割を果たせるのかを考えることが1つキーになる。生活の実態を捉えた時に、部落差別が背景にあることをふまえて、その実態に応じて一般施策の中で取り組んでいくということが中心になっていくと思う。そこに気づいて動けるような行政の体制をつくるという考え方がこの方針の果たす意味としてあり得るかと思う。位置づけることによって実際に行政が動いていく時に、どのように作用していけるのか。そういう意味で、「Ⅲ.基本視点」に同和問題を学ぶ意義だけではなく、差別の実態から深く学ぶ、当事者の声をしっかり聞いて理解するということを書いていくことが必要ではないか。そこに気づける市行政の体制をいかに整えていくか。生活のいろいろなしんどさ、実態の厳しさに気づいた時に、今ある施策を総合的に活用しながらまちづくりをサポートしていくという体制をイメージすることが現実的かと思っているが、異論もあると思うので、委員の皆さんのご意見を伺いたい。

●事務局 実態的差別についてお話があったので、人権まちづくりセンターから人権平和センターへという議論があったときに地元とお話ししたまとめを申しあげる。教育的な格差については、ほぼ解消できたところにはきていた。学校制度としては高校無償化もあり高校進学率も、中退率についても他の学校や地域と比べてもそれほど変わらないという状況があった。所得や収入については、地域で測ることはできず、地域を含む校区で見ると、市全体の真ん中という状況だった。校区として、市職員として働いている人など、それなりの収入があった人もいるし、生活保護を受けている人もいる、生活保護率についてもそれほど差はないというのが状況。ただし、地域に限定しては見えてこない。運動体による暮らしのアンケート調査にあることや、地域からこの協議会に参加いただいている委員の皆さんの思いをお聞きして実態的差別について測るが、他の地域や校区となかなか比較で

きないのが事実。実態的なところを掘り下げていくのは難しいと行政としては思っている。

○委員 国勢調査を利用して地域のいろいろな情勢を把握している研究者の人がいる。そういうことはできないのか。

●事務局 同和地区が校区の7割を超えるようなところであれば、おおよその数字が出てくると思うが、市内の地域は対象世帯数がかなり少なく、校区とイコール地域との数字にはならない。国勢調査を利用することについては、○丁目○番から○番までと細かい設定をすることになり、それは無作為抽出ではなく指定した調査になるため、できない。

○会長 議論として、実態的にこのような状態があるとデータとして挙げていくことが必要なのか、その生活の状況の背景にあるものをきちんと読み取れるような視点を明記していくことに意味があるのかということは、基本視点として大事だと思う。

先ほどの地域のつながりなどのお話の中でも、厳しい実態がなかなか数値として表れていないけれど、日常で関わられている人たちは感じているということがある。また、運動に近いところにはいない人でしんどい状況を抱えている人がいることも事実としてある。データとしてどれだけの割合があがってくるかというよりも、個別のケースとしてかなりしんどい実態があるのではないかとすることを数字の問題ではなく、くみ取って、それに対応していかないといけない。そういうところを大事にしていくと考えていったときに、その実態の捉え方をどう位置づけていくのかがけっこう重要だと私は思っている。数字ではないところをどう位置づけ、それに対して行政としてどう捉えていくのかというところの視点も大事であり、書きぶりが難しいが議論していかないといけないところである。

○委員 先ほど事務局から、進路達成状況としてはそれほど差がないと説明があり、そうなのであれば、ここまで到達していると明記したらいいのではないか。「本当のところは分からない」、「今そういった調査は難しい」というのであれば、会長がおっしゃったように、数字には表れないけれども、聞き取り調査をする中で具体的な課題、生きていくのに困難があるという声を受け、それをどう一般施策につなげていくか、困難を和らげる、解消するための道筋をこの方針の中に組み込んでいくことがとても重要だと思う。仮に、教育や啓発、文化だけに限るのであれば、同和行政よりも人権教育、同和教育の方針として教育委員会で取り組んでいく話だと思う。同和行政として人権部局で取り組むことの意味は、もっと総合的に同和問題を見ることだと思うので、そういう面で考えてもらいたい。

○会長 今おっしゃっていただいたようなことを具体的にどこまで示していくのか、そこにつながる道筋になるような基本的な考え方や体制を後押ししていくような形で書いていくのか、今期でこの方針を形にすることを考えると、そのような基本ラインとしてつないでいける方向性をまずつくっていく必要があると私は思っている。文章がより具体的に

っていけば、さらに課題になり議論になっていくと思うので、どこまで書いていくのか、絶対に抜かしてはいけないところを意識しながら、今後の議論を進めていく必要がある。今日の議論をふまえてこの骨子案から具体的な文章になったものを基に、今後さらに議論を進めていくということで、今日は納めさせていただきたい。今日の議論で、かなり重要なポイントはいろいろお話しただけだ。教育・啓発や実態に対してどういった施策をしていくのかというところが、バラバラにあるのではなくて全部つながっている問題だということ。そのつながりがきちんできていくのかということと、「当事者の声をどういう形で反映させていくのか」、「今ここに反映させていくのか」、「反映するような流れをつくっていくと考えるのか」などが重要な論点になる。

案件2. その他

- ・事務局から、前回会議で意見のあった総合計画審議会における同和問題に関する発言について、現状新たに報告できる状態にないこと、引き続き対応を進め、市として検証した結果がまとまれば改めて報告することを説明した。
- ・次回会議は11月から12月を予定しており、改めて日程調整のうえ決定することを説明した。

○委員 総合計画審議会の問題について、発言者がセンターに行かれていろいろお話しされたと聞いた。それについてこの会で報告はないのか。市が本人とどれだけコンタクトを取れているかという問題と、事態がどうなっているかということは別だと思う。

●事務局 正確には、センターに来られたのではなく、解放同盟が出された質問書に答えるかたちで、とよなか人権文化まちづくり協会の事務所に発言者が来られた。そこでの発言内容も含めて、市としては再度改めて発言者からお話をお伺いしたいとアプローチしているが叶わない状況にある。

○委員 市は確認していないということだが、その時の発言内容を聞かれた人がこの場にいるので、この事件の経緯として委員には共有しておいてもらう方がいいのではないかと。

●事務局 解放同盟を訪ねて来られた際のお話の内容について、市は情報提供を受けている。どういったこととお話しされたかという経過や、それを受けて市がどうしていくかということを市としてまだ協議会にご報告できる状況ではない。再度、市として発言者に確認し、協議会にご報告させていただきたいと考えている。

○委員 今会場にお話を聞かれた人がおり、この会で引き続き委員の皆さんに認識してもらいながら進めているのだから、あったことの経緯として市が確認しているかは別として、なぜそれを共有してもらえないのかが分からない。

○会長 市としての報告は難しいが、委員の立場でご報告いただくということ、その上で、市も当然確認していただいて、改めて報告いただく必要はあると思う。委員の立場で発言いただくことに関しては市としても問題ないということによいか。

○委員 3月末に発言者が解放同盟豊中市協議会の出した質問書に対する回答ということで訪ねて来られ、私に対応した。いろいろなやり取りをする中で、簡潔に言うと、審議会の中での発言については、土農工商の部落を意味するということをご本人が私に話してくれた。話の中で、自分の想定以上の状況になってきていてちょっと困惑している部分と、いろいろ伝えたいことがあったということで訪ねて来られたということだった。

○会長 ご報告いただき、ありがとうございます。この件は、市の審議会の中でのことなので、市として確認するということが今動いているということなので、確認のうえ協議会にも報告いただくことが必要だと思うので、その点はまた進めていただきたい。

閉会